

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009函第66号
事故等種類	衝突
発生日時	平成21年10月1日 23時55分ごろ
発生場所	北海道苫小牧港南方沖 苫小牧港東外防波堤灯台から真方位181° 12.7海里付近 (概位 北緯42° 24.2′ 東経141° 36.9′)
事故等調査の経過	平成21年10月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七十五 ^{ほうえい} 豊栄丸、13トン HK2-23656（漁船登録番号）、カネナカ中野漁業株式会社 B 漁船 第七十五 ^{りゅうほう} 隆宝丸、9.7トン HK2-21726（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部外板擦過傷、球状船首右舷側擦過傷 B 左舷外板破口、左舷防舷材及び船首部甲板上の波よけ囲い凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、苫小牧港南方沖を約290°（真方位、以下同じ。）約8ノットの速力で航行中、B船は、船長Bほか3人が乗り組み、苫小牧港南方沖で投網準備のため船首を南西に向けて漂泊中、平成21年10月1日23時55分ごろ、苫小牧港東外防波堤灯台から181° 12.7海里付近において、A船の右舷船首部とB船の左舷前部とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
その他の事項	すけとうだら刺し網漁に従事する漁船は、僚船と約0.25海里の間隔をとり、同じ方向に網を入れていくもので、当日の網の方向は、西北西から東南東であった。 船長Aは、操舵室で操船に当たり、レーダーで、右舷前方0.5海里付近に、約280°方向へ航行するB船の映像を確認したが、肉眼で灯火を確認しなかった。 船長Aは、これまで、B船が接近する際には、B船から無線連絡をしてきたこと、また、B船がA船の網を入れる進路上に入ってくることはないだろうと思ったことから、後部甲板で投網準備作業をしていた乗組員や操舵室の魚群探知機に視線を向けるなど、B船の動静を確認することなく航行した。 船長Aは、B船と20～30mに接近したとき、船首方でB船が漂泊していることに気付き、直ちに機関を後進にかけたが間に合わなかった。 B船は、投網場所に到着し、南東の風を左舷側から受け、北西方向へ流

	<p>されながら漂泊を始めた。</p> <p>船長B及び乗組員は、前部甲板で魚の選別と投網準備作業を行い、衝突の直前まで接近するA船に気付かなかった。</p> <p>A船は航海灯及び作業灯を点灯し、B船は航海灯を点灯していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>船長Aは、B船をレーダーで確認したが、その後、後部甲板で投網準備作業をしている乗組員や操舵室の魚群探知機に視線を向けるなど、B船の動静を適切に確認しなかったため、船首方でB船が漂泊を始めたことに衝突の直前まで気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長B及び他のB船の乗組員は、苫小牧港南方沖において漂泊し、前部甲板で魚の選別と投網準備作業を行い、見張りを行っていなかったため、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>船長Aは、B船をレーダーで確認したが、その後、後部甲板で投網準備作業をしている乗組員や操舵室の魚群探知機に視線を向けるなど、B船の動静を適切に確認しなかったため、船首方でB船が漂泊を始めたことに衝突の直前まで気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長B及び他のB船の乗組員は、苫小牧港南方沖において漂泊し、前部甲板で魚の選別と投網準備作業を行い、見張りを行っていなかったため、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>船長Aは、B船をレーダーで確認したが、その後、後部甲板で投網準備作業をしている乗組員や操舵室の魚群探知機に視線を向けるなど、B船の動静を適切に確認しなかったため、船首方でB船が漂泊を始めたことに衝突の直前まで気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長B及び他のB船の乗組員は、苫小牧港南方沖において漂泊し、前部甲板で魚の選別と投網準備作業を行い、見張りを行っていなかったため、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、苫小牧港南方沖において、A船が西北西進中、B船が漂泊中、A船がB船の動静を適切に確認せず、また、B船が、見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								